No.62

水土里ネット（みどり）

広報 はさまがわ

R7. 4. 1 現在　　地区面積　55,581,875㎡　　組合員数　2,843名

令和７年４月 撮影

農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）「古宿地区」事業実施

R7. 4. 1発行　　迫川沿岸土地改良区総務課
ＴＥＬ　0220 (58) 2024㈹　ＦＡＸ　0220 (58) 2784
E-mail　hasama.r@s5.dion.ne.jp
ＵＲＬ　http://www.midorinet-hasama.jp

右側のQRコードから改良区のホームページへアクセスできます。お知らせの確認や各種申請書をダウンロードすることができますのでご活用ください。

令和７年
通常総代会開催
提出１６議案　全件原案可決

去る三月七日登米市南方農村環境改善センターにおいて、令和七年通常総代会が総代総数七十八名中六十九名の出席を得て開催され、始めに星理事長が「通常総代会開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。本日は総代会を招集したところ、総代皆様方には公私共にお忙しい中、ご出席を賜り感謝申し上げます。

さて、令和七年産の水稲用種籾も配布されているようですが、国は令和七年産米の全国の適正生産量を令和六年産米から十四万トン多い六八三万トンに設定しました。我が登米市の再生協議会の計画も農家配分面積一〇九ヘクタール増の九一九六ヘクタールとなり、令和七年産基準単収が登米市平均で五七二キロに設定されました。この結果、主食用米の栽培面積がどれ位に増えるのか、栽培計画書の作付計画が早々に公表される事を所望しております。

令和七年産の水稲作付面積が増えることにより、水利権で許可されている河川からの取水量をいかに末端まで安定して用水を配水するか、各地域の状況を総代の皆さんと情報共有しながら、地域の要望に添った対応が必要であると思っております。

令和六年産米のＪＡ概算金は、ひとめぼれの一等米で六〇キロ当たり一九五〇〇円と前年度から大幅に引き上げとなり、生産現場では農業所得向上への期待と主食用米の生産意欲が高まっている一方で様々な資材や燃料価格の高止まりによる生産コストも上昇していることから、この価格高騰が一過性のものにならないよう、需要に応じた生産の継続が重要かと考えます。

主食用米から麦などへの転作を支える水田活用の直接支払交付金を巡り、国では五年に一度の水張り要件について、水田を対象とする支援から作物ごとの生産性向上への支援へと転換する方針が示され、令和七年から八年は土壌改良資材の散布など連作障害を避ける取り組みを条件に、水を張らなくても交付対象とすることになるようであり、これまで関係機関と連携しておこなって参りました要望活動により、用排水施設の管理及び配水をおこなう当土地改良区としましても安堵しております。本日は、第五次男女共同参画基本計画及び土地改良長期計画の閣議決定を受け、女性の員外理事二名の登用を想定した定款変更など第一号議案から十六号議案まで上程しております。慎重審議の上、全件御承認いただきますようお願い申し上げます。」と挨拶を延べ、その後議長に田代亘総代が選出され、令和七年度予算を主とした提出議案十六件が慎重審議され原案のとおり可決承認されました。

議決事項

▼**第一号議案**　迫川沿岸土地改良区定款の一部変更について

▼**第二号議案**　迫川沿岸土地改良区役員選挙規程の一部改正について

▼**第三号議案**　迫川沿岸土地改良区規約の一部改正について

▼**第四号議案**　迫川沿岸土地改良区会計細則の一部改正について

▼**第五号議案**　土地改良区有財産の処分について

▼**第六号議案**　令和六年度農業水利施設管理緊急対策事業実施計画の承認について

▼**第七号議案**　令和六年度一般会計補正収支予算の議決について

▼**第八号議案**　水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）受託業務の承認について

▼**第九号議案**　水利施設等保全高度化事業実施計画の承認について

▼**第十号議案**　土地改良施設維持管理適正化事業第四十九期生加入並びに実施計画の承認について

▼**第十一号議案**　令和七年度長期借入金及び償還方法について

▼**第十二号議案**　令和七年度農地転用決済金の徴収額決定について

▼**第十三号議案**　令和七年度リース契約の締結承認について

▼**第十四号議案**　令和七年度一般会計収支予算の議決について

▼**第十五号議案**　令和七年度賦課金及び用水使用料の徴収について

▼**第十六号議案**　令和六年度長期借入金及び償還方法の一部変更について

議長に選任された 田代 亘 総代

挨拶を述べる星理事長

審議の様子

令和7年度　一般会計予算

予算額　678,706,000円

項　目	予 算 額
土地改良事業収入	405,755,000
附帯事業収入	5,238,000
基本財産運用収入	33,000
特定資産運用収入	23,000
補助金等収入	47,764,000
業務受託料収入	169,733,000
雑収入	14,486
特定資産取崩収入	10,000,000
借入金収入	3,510,000
繰越金	36,635,514

収　入

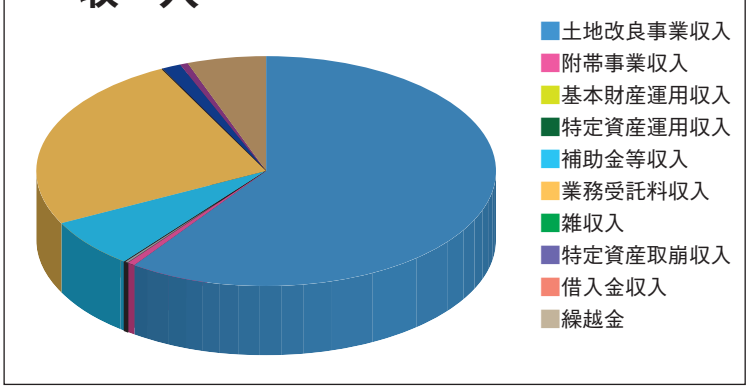

支　出

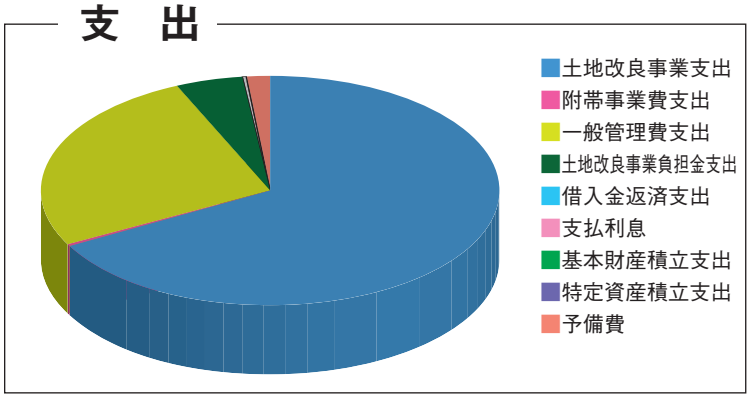

項　目	予 算 額
土地改良事業支出	454,612,200
附帯事業費支出	2,440,000
一般管理費支出	177,081,000
土地改良事業負担金支出	33,048,000
借入金返済支出	119,466
支払利息	272,616
基本財産積立支出	33,000
特定資産積立支出	53,000
予備費	11,046,718

地区別土地改良区賦課金の推移

地区名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
事　務　費	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800
第 1 地 区	2,300	2,300	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400	2,700	2,700	2,700	3,300	3,300	3,600
第 2 地 区	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,600	3,700	3,700	4,200	4,200	4,500
排 水 地 区	2,000	2,000	2,000	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,700	1,600	1,600	1,600	1,600
沼 崎 地 区	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	7,700
内 浦 地 区	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,600	6,600	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	8,300
米 山 地 区	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,200	3,200	3,200

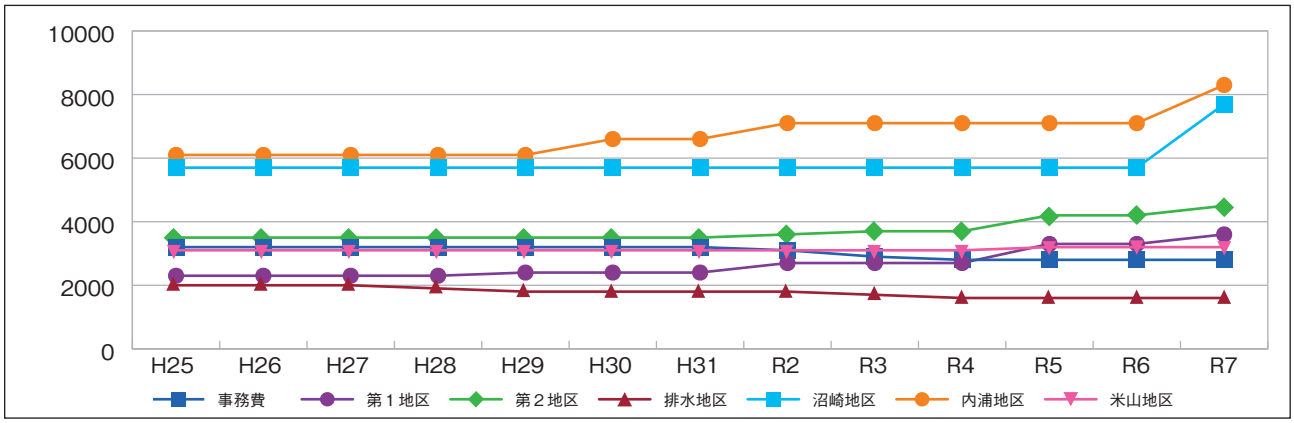

令和７年度
賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1　徴収時期及び賦課率

１）一般賦課金

期　別	発　行　日	納　入　期　限	賦課率
第　１　期	令和７年５月１５日	令和７年　６月　２日	４０％
第　２　期		令和７年１０月１５日	３０％
第　３　期		令和７年１２月　１日	３０％

ただし、10,000円未満の賦課額は、第１期一括徴収とする。

２）用水使用料、沼崎･大平地区、古宿地区事務費及び償還金

令和７年１０月１日発布、令和７年１０月１５日（第２期）の納期で100％賦課とする。

2　完納奨励金

用水使用料を除いた賦課金総額の100分の2

3　１０a当たり賦課金

（単位：円）

区　分		10a当たり賦課金	前年度比較増減
経常賦課金			
事務費	田	2,800	
	畑	1,400	
償還賦課金			
城内地区		0	△　730

区　分		10a当たり賦課金	前年度比較増減
維持管理賦課金			
第１地区		3,600	300
第２地区		4,500	300
排水地区		1,600	
排水地区１／２		800	
沼崎地区	沼崎区	7,700	2,000
	大平前区	2,000	
内浦地区		8,300	1,200
米山地区		3,200	

事務費及び償還金

（単位：円）

区　分	10a当たり賦課金
沼崎・大平地区	500
古宿地区	500

用水使用料

（単位：円）

区　分	10a当たり使用料	区　分	10a当たり使用料	区　分	10a当たり使用料
事務費	2,800	第２地区	2,250	内浦地区	5,810
第１地区	1,800	排水地区	800	米山地区	1,440

【皆様の御協力で12年連続で賦課金納入率100%となりました！】

《延滞金について》

・納期限を過ぎますと法令等に基づき延滞金が発生します。
　また、督促状を発送した場合は督促手数料（郵便料金相当額に100円を加えた額）を徴収いたします。
・納期内に納入いただきますようお願いいたします。
・都合により納付が遅れる場合は必ずご連絡ください。
（再三の催告にも関わらず、納入していただけない方に対しては、やむを得ず滞納処分を行う場合があります。）

目指せ！納入率100%！
完納にご協力をお願いします！

諸変更手続きは速やかにお願いします！

下記の場合、組合員資格得喪通知書の届出が必要となります。

○ 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買あるいは受委託等により移動したとき。

○ 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたときあるいは経営を移譲されたとき。

○ 農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。

○ 農地を農地以外に転用するとき

地区内にある農地を宅地等に転用するときあるいは道路等公共用地に買収されたとき。

○ 開田を作付けまたは休耕したいとき

作付けしていた開田を休耕したいときあるいは休耕していた開田を作付けしたとき。

○ 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたときあるいは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

詳しいことについては、**総務課賦課徴収係**までお問い合わせ下さい。

農地転用を申請される場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

令和7年度農地転用決済金

地区名		10a当たり決済金	地区名	10a当たり決済金
第1地区		46,120円	内浦地区	105,630円
第2地区		60,005円	米山地区	47,112円
排水地区		23,803円	城内地区	0円
沼崎地区	沼崎	84,801円		
	大平前	29,754円		

《農地転用決済金とは》土地改良法第４３条第２項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外申請を行う場合に、意見書* の交付と同時に納めていただく金額になります。農地転用や公共事業買収等で土地改良区から除外される場合、残された農地に負担が片寄らないよう、事業に係る借入金や施設維持管理費等を一括で支払っていただくものです。

＊**意見書**とは、**農業委員会**に提出する「農地転用の計画について確認し、土地改良区の受益地から除外しますので農地転用してもかまいません。」という内容のいわば土地改良区からの承諾書のようなものです。

維持管理

インフォメーション

本田用水は4月28日から

◆ 配水計画について

▼ 用水開始に伴う点検揚水

① ４月２４日（木）　午前９時～　米山揚水機場、午後１時３０分～　南方揚水機場
② ４月２６日（土）　午前９時～　山吉田揚水機場、午後１時３０分～　西舘揚水機場
※ほ場に水が入らないよう、水口管理をお願いします。

▼ 本　田　用　水

４月２８日（月）から８月３１日（日）を用水期間とします。基幹機場は午前６時開始とし、補助機場については、水源を確保出来次第順次開始といたします。ただし、長沼ダムからの取水区域は、５月１日（木）開始とします。
※各区域に委託管理者を配置し用水量の効率的調整を行いますが、それでも調整が困難な箇所については、臨時ポンプ設置により対応します。

▼ 排　水　調　整

気象情報・降雨量や受益地内の状況を把握し、事前排水を実施し冠水被害の未然防止に務める。また、非常時に備え常に点検整備を行います。

◆ 用排水施設の管理について

▼ 水路の清掃と管理

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、多面的機能支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織が管理し、その他は関係組合員及び地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の浚渫及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線排水路については地区請負、行政区毎に連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

◆ 電力料金高騰に伴う軽減対策

▼6月･7月･8月毎週水曜日を用水休止日及び夜間停止

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛けるとともに効果的節電を図るため、６月１日より８月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。**また、穴山揚水機場については毎週月曜日と木曜日に週２回、用水供給の休止日を設けます。**

なお、６月以降水曜日休止日とは別に、補助機場につきましては、**原則夜間（午後５時～午前６時まで）休止**いたします。順次作業(停止及び再稼働)となるため、時間は多少前後する場合がありますので、ご了承願います。

組合員皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、計画的な水利用をお願いいたします。

基幹揚水機場	火曜日午後６時～水曜日午後１１時まで
穴山揚水機場	日曜日午後６時～火曜日午前３時まで、水曜日午後６時～木曜日午前３時まで
その他の機場	火曜日午後５時～木曜日午前６時まで、**夜間（午後５時～午前６時まで）休止**

連絡先：迫川沿岸土地改良区 TEL0220-58-2024（用水期間中は土日祝日対応）

用水の節水

用水は国が定めた**水利権に基づき**許可を得て河川から取水しているため、**水量には限りがある**ので、効率的な用水運用にご協力をお願いします。また、今年度は令和6年産米価格が高値となり、主食用米の作付け面積増加による水不足が懸念されます。

組合員皆様には今まで以上に流水状況をご確認いただき、末端まで効率的な配水が出来ますよう、節水と調整にご留意願います。

また、**「掛け流し」は絶対に行わない**ことや「水口板の調整」の協力についても関係耕作者でお声掛けいただきますよう併せてお願い申し上げます。

基幹揚水機場（米山・山吉田・西舘）の許可水利権

代　か　き　期：４月２８日～５月１０日

普通かんがい期：５月１１日～用水終了まで

※代かき期の６～７割程度の取水量となります。

用排水施設の自己補修のお願い

用水開始前には、ほ場周辺水路を事前確認していただき、漏水想定箇所については、**資材（コーキング･モルタル等）を支給いたしますので、自己補修対応のご協力をお願いします。**

なお、資材の支給につきましては、**事前にご連絡**をお願いします。

連絡先：事業課 維持管理係　佐久間・髙橋

個人管理の範囲

用水水口・落水口・暗渠水閘の破損、畦畔・排水法面の崩れなどは、**個人管理**部分となります。また、耕作する農地と周りの道路水路を各々（または関係耕作者）で地先管理（除草・泥上げ）をお願いします。

周りの迷惑とならないよう、日ごろから農地、農道、水路の管理をお願いします。

工事箇所の申請

８月下旬から９月上旬までに**連絡委員（連絡委員がいない地区は直接土地改良区へ）を通じて**組合員皆様から**工事要望の申請**をいただき、**工事委員及び職員が現地を確認**し、**採択・不採択の協議**を行ったのちに**工事施工**となります。

そのため令和７年度に申請した工事は、令和８年度以降の工事施工となりますが、**近年の物価高騰に伴い、工事単価の高額化により、工事計画の遅延が発生しております。**

組合員皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※工事要望の結果については、現地確認時にその場で連絡委員に伝え、申請いただいた組合員に報告していただくようお願いしております。

用排水路施設の点検及び清掃のお願い

令和７年3月26日北日本付近で低気圧が発達し、東北を中心に風が強まり、最大瞬間風速は宮城県女川町で37.8m/s、白石市で35.0m/sと観測史上1位の値を更新するなど各地で猛威を振るいました。

当管内でも強風に見舞われ、小用及び小排水路が土砂で埋まる事案が発生しております。つきましては、用水開始前には事前点検を実施し、ご対応頂きますようお願いします。

小用水路の土砂堆積状況

小排水路の土砂堆積状況

ため池事故防止にご協力を!!

身近なため池

キケン です！

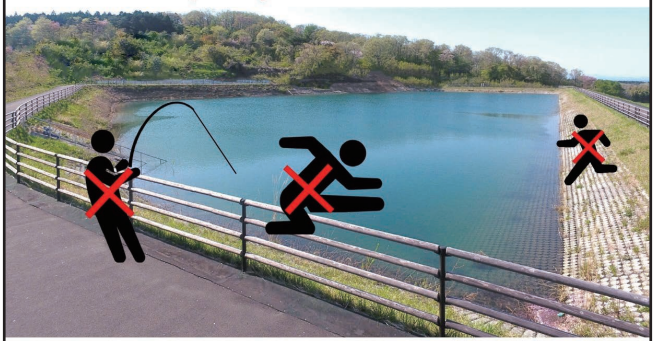

【ため池事故防止】
まもろうね!ためいけルール　　動画公開中
(Youtubeに接続されます)

宮城県農政部　農村振興課・農村整備課・農村防災対策室

守ろう　ため池ルール

1. 危険なため池に近づかない
2. フェンスの中に入らない
3. 遊んだり、釣りをしない

水田活用の直接支払交付金における５年水張りルールの変更について（お知らせ）

令和７年４月１１日、令和６年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

これにより、令和９年度から、水田を対象として支援する「水田活用直接支払交付金（水活）」を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。そのため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求められません。

※現行水活の**令和７・８年度の対応として**、水稲を作付可能な田について、**連作障害を回避する取組を行った場合、水張りをしなくても、交付対象となります。**※東北農政局作成資料引用

現行の「水田活用の直接支払交付金」におけるルールの変更内容

現行ルール	変更後ルール
令和４～８年度の間に、 ⇒ **水稲作付**　又は ⇒ **１か月以上の湛水管理** (かつ、**連作障害による収量低下等の発生が確認されていない**こと)	令和４～８年度の間に、 ⇒ **水稲作付**　又は ⇒ **１か月以上の湛水管理**　又は ⇒ **連作障害を回避する取組** **(令和７年度又は令和８年度)**

連作障害を回避する取組とは

⇒土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
⇒土壌に係る薬剤の散布
⇒後作緑肥の作付け
⇒病害虫抵抗品種の作付け
⇒その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組
○組合員の皆様におかれましては、「連作障害を回避する取組」を行ったことの根拠資料として
・　取り組みを講じたことがわかる書類（**作業日誌、栽培管理記録簿**等）
・　当該作業に用いた資材の入手状況がわかる資料（**購入伝票**等）

地域農業再生協議会の求めに応じて提出できるように保管してください。

※詳しくは、最寄りの再生協議会へお問い合わせください。

令和８年度委託管理者（機場運転手・水路管理人）の募集!!

当土地改良区で管理している農業水利施設（揚水機場、用排水路）の委託管理者を随時募集しております。ご興味のある方は、土地改良区へ直接お問い合わせをお願いします。

業務内容：機場運転管理業務（用水のくみ上げ、雨天緊急時排水運転等）
水路監視業務（水路の水量の調整）
機場藻揚げ業務（用排水取込口のごみ揚げ、分別）等

委託期間：4月15日～9月15日

連絡先:事業課　施設管理係　芳賀

２１世紀土地改良区創造運動

当土地改良区では、子供たちを中心とした地域住民と農家との交流による地域づくりを推進し、農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、地域住民、特に非農家の方々の理解と協力を得るため、21世紀土地改良区創造運動並びに農業水利施設の高度な管理体制構築に向けた啓発活動を積極的に展開しています。

農業水利施設見学・用水路壁画アート参加を募集します！

農業水利施設見学

中央制御室	高石揚水機場	米山揚水機場

用水路壁画アート

植栽活動

活動場所：登米市米山町西野地内
施　　設：穴山幹線用水路
活動期間：7月～10月

【組合員の皆様から、地域・各種団体等へ活動参加のお声がけを、お願いします。】

〈 問い合わせ 〉
総務課　渡 邊

水難事故防止にご協力をお願いします

今年も四月二十八日から本田揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭遇する確率が非常に高くなります。

本土地改良区では、事故防止のため安全施設等の整備及び水難事故防止看板の設置、幼稚園・小学校への呼びかけを行っておりますが、水難事故を未然に防ぐため、水路付近で遊んでいる子供達を見かけましたら「あぶない」という注意の声掛けをお願いいたします。

表彰紹介

全国土地改良功労者表彰

令和七年三月二十六日開催されました、第六十六回全国土地改良功労者表彰において永年にわたる土地改良事業の運営と推進に尽力された功績が評価され、職員の部で個人表彰を受賞されましたので紹介します。

小野寺　誠毅（前総務課長）

人事往来

◎連絡委員・納入組合長
石川幸弘（泥内）
髙橋幸男（飯土井）
畑岡永耕（涌谷１）

◎連絡委員
千葉芳彦（八ノ森）
伊邉義則（三東）
佐々木基生（猪込）

◎納入組合長
及川昭一（平貝）

【敬省略】

◎職員
○令和七年四月一日付
・総務課課長
門馬利幸（事業課課長）
・事業課課長
佐々木友隆（事業課課長補佐）
・総務課総務係係長
木村祥多（総務課総務係主査）
・総務課総務係主事（多面的事務担当）
渡邊多聞（事業課事業係主事）
・事業課維持管理係
浅野慶太（新規有期契約）
・事業課事業係
篠原正樹（新規有期契約）
・事業課事業係
安倍良則（新規有期契約）
・事業課維持管理係
加納裕史（新規有期契約）
○令和六年十二月三十一日付
・退職
鈴木隆太（事業課施設管理係）
千葉天愛（事業課維持管理係）
○令和七年三月三十一日付
・退職
今野翔太（事業課維持管理係）

在籍期間中は組合員皆様に大変お世話になり、ありがとうございました。
今後のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

訃報

総代
佐藤久氏
（遠田郡涌谷町小里）

令和七年二月八日逝去（七十五歳）

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに感謝申し上げ、ここに謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。